

加盟団体向けコンプライアンス強化策

マネジメント本部 47FA部・法務管理部

2021年9月9日

Japan Football Association



目次

- 加盟団体向けコンプライアンス強化策の概要 3
- ガバナンスアンケート調査の結果 5
- 加盟団体向けのコンプライアンス強化策 6
- 加盟団体からの窓口の明確化について 7
- 加盟団体におけるコンプライアンス担当理事について 8

加盟団体向けコンプライアンス強化策の概要

(1) 加盟団体向けコンプライアンス強化の目的・背景（なぜ取り組むのか）

- サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献していくというJFAの理念を具現化し、サッカーの普及・強化とともに、組織の社会的責任を果たしていくためには、加盟団体・加盟チーム・選手・指導者・審判員等を含む、日本のサッカー界が社会に信頼され続けることが必要。
- スポーツ界でも2018年に頻発した“不祥事”を発端として、スポーツ団体ガバナンスコードが制定され、特にJFAを含む中央競技団体に対しては、その加盟団体を含めたコンプライアンスの強化が求められている。
- 「JFA中期経営計画2021-2024」においても、重点項目の一つとして「加盟団体も含めたサッカー界ガバナンス、コンプライアンスの強化」を掲げている。

➤ 現状

- 2019年に地域・都道府県協会を対象に実施した「ガバナンスアンケート調査」においても、コンプライアンス強化の仕組みづくりとその運用が課題となっている（P5参照）。
- 本年4月に加盟団体規則を変更し、必要な場合には加盟団体に対して監督（指導・助言）できることを明確にしたが、残念ながら、加盟団体におけるコンプライアンスに関係する事案が続いている。
- 一方で、加盟団体におけるコンプライアンス強化の意識は高まっており、多くの加盟団体が実際にコンプライアンス研修などの取り組みをすでに開始し、または今後速やかに開始したいと考えている。

加盟団体向けコンプライアンス強化策の概要

(2) コンプライアンス強化策（何をどのように取り組むのか）

- **加盟団体の役職員のセンシティブティ（※）向上のための研修プログラム**
※センシティブティ・・・相手の気持ちや社会の要請に対する「感度」

- **研修プログラム以外の仕組みづくり（P6参照）**
 - ①窓口の明確化
 - ・加盟団体におけるコンプライアンス担当理事等の選定
 - ・JFAの窓口明確化
 - ②コミュニケーション・関係強化
 - ・不適切事案の報告、開示、共有
 - ③コンプライアンス強化の継続実施
 - ・加盟団体における活動計画の策定とJFAによる定期的なフォロー

ガバナンスアンケート調査の結果

2019年に地域・都道府県サッカー協会を対象に実施したガバナンスアンケート調査によると、多くの協会がコンプライアンス教育を行っておらず、ルール等も無い状況となっています。

	YES	NO
役職員にコンプライアンス教育を行っているか	16%	84%
コンプライアンスに関する規程やルールがあるか	25%	75%
コンプライアンス責任者がいるか	27%	73%

加盟団体向けのコンプライアンス強化策

JFAコンプライアンス委員会において、加盟団体向けのコンプライアンス強化策を検討しました。

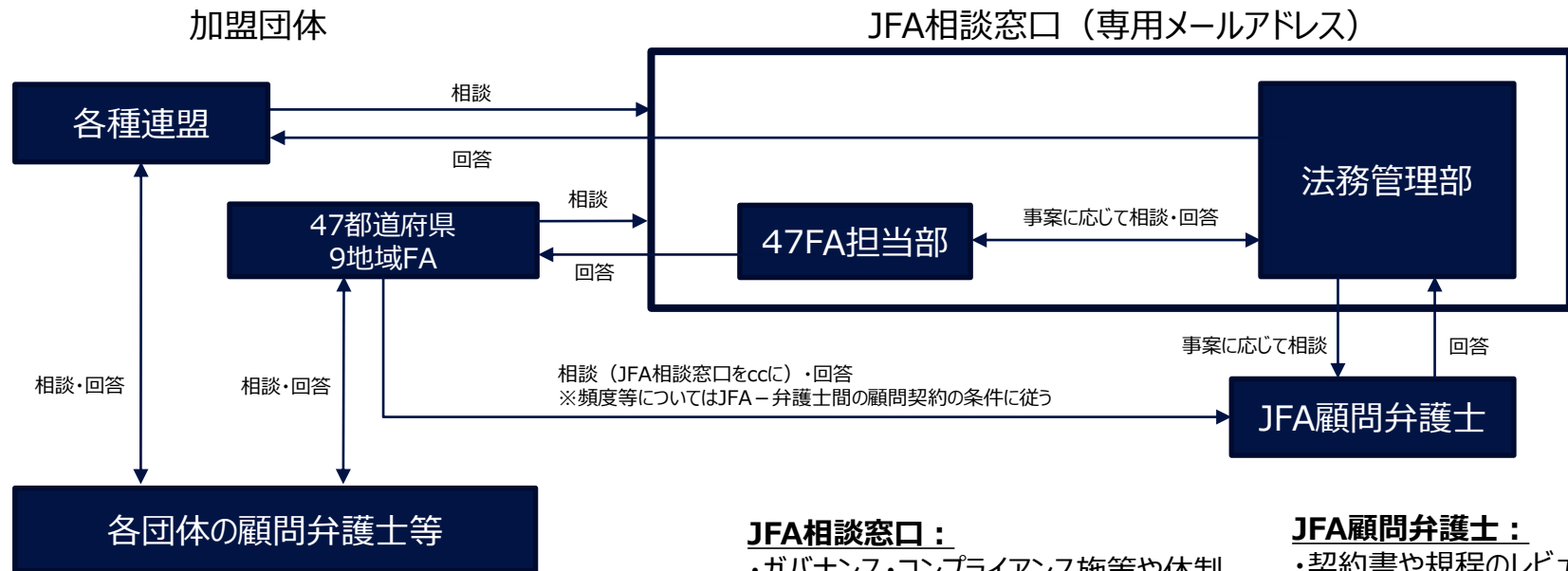
コンプライアンス強化施策	施策のねらい
(1) センシティブティ（※）の向上のための研修プログラム ※相手の気持ちや社会の要請に対する「感度」	①「感度」を醸成する（倫理規範の浸透、ケーススタディ） ②ルール・基準の理解
(2) 研修プログラム以外の仕組み構築	①窓口の明確化 ・加盟団体におけるコンプライアンス担当理事の選定 ・JFAの窓口明確化 ②コミュニケーション・関係強化 ・不適切事案の報告、開示、共有 ③コンプライアンス強化の継続実施 ・加盟団体における活動計画の策定とJFAによる定期的なフォロー

なお、地域・都道府県サッカー協会に対しては、この他にも以下のような様々なガバナンス向上施策を実施しており、上記施策と並行して相乗効果を得られるよう連動しながら、効率的に実施していきます。

- ・ガバナンスアンケート調査：2019年に実施し、ガバナンス・コンプライアンス上の課題を把握。その後、JFAとしても継続してフォローしている。
- ・会計セルフチェック：各協会が会計に関するリスクに自ら気づき、改善できるよう、各FA内のチェックとJFAによるチェックを行う仕組みを構築。

加盟団体からの窓口の明確化について

サッカー界全体のコンプライアンス強化策を実行に移すにあたって、
JFA内の加盟団体からのガバナンス・コンプライアンスに関する相談窓口を明確化することとします。



相談対象

JFA相談窓口：

- ・ガバナンス・コンプライアンス施策や体制
- ・団体内の不祥事や不適切事案への対応

JFA顧問弁護士：

- ・契約書や規程のレビュー
- ・法律等のリサーチ
- ・取引先との紛争への対応

加盟団体におけるコンプライアンス担当理事について

サッカー界全体のコンプライアンス強化策を実行に移すため、以下の通り、各加盟団体に対して、コンプライアンス担当の理事を決めていただくようお願いすることとします。

担当理事を決めていただく目的	サッカー界全体として、コンプライアンス強化策を実行に移し、社会の信頼を得てスポーツの価値を守る
担当理事に求められる資質	加盟団体（役職員、委員会メンバー、支部メンバー等を含む）において、「なぜコンプライアンス強化を行う必要があるのか」が伝わり、実際の行動に影響を与えることができる、理事とします。 ※現在実施している「会計セルフチェック」の責任者とは求められる資質が異なります。
担当理事の主な役割	・加盟団体内への情報発信、研修の企画・実施 ・加盟団体内のコンプライアンス強化策の実施状況とりまとめ ・加盟団体内の不祥事対応（問題解決までの各種対応、再発防止策の検討・実施、JFAとの連携窓口） ※JFAが実施するコンプライアンス研修へ参加（初回は10月1週目、その後は3ヶ月に1回程度） ※規律委員会等の司法機関メンバー、ウェルフェアオフィサー、現在実施している「会計セルフチェック」の責任者とは役割が異なります。（兼務は可能）
対象となる加盟団体	主な対象：都道府県サッカー協会 ※その他の加盟団体については、現時点では担当理事の決定は任意とします。
決定・連絡方法	期限： <u>9月24日（金）</u> までをお願いいたします。 決定方法：上記資格・資質、役割を満たす方を、加盟団体内で決定。 連絡方法：地域・都道府県サッカー協会は47FA担当部、それ以外の加盟団体は法務管理部へ連絡

Thank you.

